

## 第2章 運用基準

### 第1節 総論

#### 第1 令別表第一の取扱い

法第17条各項の規制における令別表第一に掲げる防火対象物の基準は、次に定めるところによるものとする。

##### 1 共通事項

令別表第一に掲げる防火対象物の用途は、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により決定する。この場合において、使用実態を判断するにあたっては、別表1を参考とすること。

- (1) 同一敷地内に2以上の防火対象物が存する場合は、法に特別の定めがある場合を除き、それぞれの防火対象物ごとに判断すること。
- (2) 防火対象物の用途判断において、令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属性的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当する部分とすること。

ア 主たる用途に機能的に従属している部分（以下この第1において「従属部分」という。）は、次の全てに該当する部分とする。この場合において、従属部分を判断するにあたっては、別表2を参考とすること。

（ア）従属部分の管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一である。この場合において、主たる用途に供される部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分で、一般的に従属性的な部分の面積より大きい部分をいうものであり、管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

（イ）従属部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一である又は主たる用途に供される部分の利用者と密接な関係を有する。従属性的な部分は、主たる用途に供される部分の勤務者の福利厚生及び利便性を目的としたもの、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するものその他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。

  - a 従属性的な部分は、主たる用途に供される部分から通常利用に便なる形態を有していること。
  - b 従属性的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。

（ウ）従属部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の勤務者又は利用者が利

用する時間とほぼ同一である。

- イ 主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第一（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）は主要な用途の従属部分とみなす（以下「みなし従属」という。）。この場合において、共用される廊下等（以下この第1において「共用部分」という。）の床面積は、主要な用途と他の独立した用途の床面積に応じ、次の要領で接分して（按分面積の算出は、別記「共用部分の按分方法」を参考とすること。）それぞれに加算すること。なお、防火対象物の実態によっては必ずしも当該要領によらなくともよい場合があることに留意すること。
- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分。ただし、階に当該部分を共用する部分が存しない場合は、当該部分を共用する部分の床面積に応じ按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分

《主要な用途の従属部分とみなす場合の例》

(5) 項口 2,500m <sup>2</sup>	防火対象物の延べ面積 2,700m <sup>2</sup> (延べ面積の10% = 270m <sup>2</sup> )
(4) 項 100m <sup>2</sup>	(15) 項 100m <sup>2</sup>

主要な用途 : (5) 項口  
 独立した用途 : (4) 項及び(15) 項  
 ※独立した用途に供する部分の床面積の合計200m<sup>2</sup>  
 独立した用途に供する部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、延べ面積の10%以下のため、独立した用途に供する部分は、主要な用途に供する部分の従属部分とみなし、全体(5)項口の防火対象物となる。

- ウ 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物についてみなし従属の判断をする場合、一般住宅の用途に供される部分については、主たる用途から独立した他の用途に供される部分として判断する。このため、一般住宅の用途に供される部分を含めた主たる用途以外の部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満で、かつ、防火対象物の延べ面積の10%以下の場合、一般住宅の用途に供される部分を含めた主たる用途以外の部分は、主たる用途のみなし従属部分となる。

## 《一般住宅部分を含むみなし従属の例》

一般住宅 50m <sup>2</sup>	(15) 項 350m <sup>2</sup>
	(15) 項 400m <sup>2</sup>
	(15) 項 400m <sup>2</sup>
	(15) 項 400m <sup>2</sup>
(15) 項 300m <sup>2</sup>	(4) 項 100m <sup>2</sup>

GL

この防火対象物は、(15)項部分の床面積の合計が 1,850 m<sup>2</sup>（全体の 92.5%）、その他の(4)項及び一般住宅部分の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>（全体の 7.5%）となっている。

このため、(15)項以外の用途に供される部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満で、かつ、当該防火対象物の延べ面積の 10%以下であることから、当該防火対象物は、(15)項 2,000 m<sup>2</sup>の防火対象物となる。(4)項及び一般住宅部分は、(15)項の用途に供する部分として、収容人員の算定や消防用設備等の規制を行うこととなる。

- (3) 令別表第一各項の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定すること。この場合において、同一項であってもイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。なお、それぞれ細分化されている（6）項イ、ロ及びハ（例：（6）項イは（1）から（4）に分類）について、（6）項イ（又はロ、ハ）の細分化された分類の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないものとする（例：（6）項ロの（1）及び（5）が混在していても（16）項イとはしない）。（平成27年2月26日消防予第80号）
- (4) 同一の防火対象物が、通常の形態のまま二以上の用途に供される場合（例：日中は老人デイサービスとして使用し、夜間は集会場として使用する等）は、（1）項ロにも（6）項ハ（1）にも該当するものであって、それぞれの用途に供するものとして必要とされる技術上の基準を満たさなければならない。
- (5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下この第1において同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前（1）から（4）までによるほか、次により決定すること。この場合において、令別表第一（16）項の防火対象物に該当した場合は、一般住宅と令別表第一（1）項から（15）項までの用途による複合用途防火対象物であること。
- ア 令別表第一の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、令別表第一の用途に供される部分の

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

床面積の合計が $50\text{ m}^2$ 以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当する。

- イ 令別表第一の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、令別表第一の用途に供される部分の床面積の合計が $50\text{ m}^2$ を超える場合、当該防火対象物は令別表第一（16）項の防火対象物に該当する。
- ウ 令別表第一の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合、当該防火対象物は令別表第一（16）項の防火対象物に該当する。この場合において、おおむね等しいとは、一般住宅部分の面積の割合が、当該建築物の延べ面積の45%以上50%以下である場合とする。
- エ 令別表第一の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合（前ウに該当する場合を除く。）、次によること。
- (ア) 令別表第一の用途が一の場合は、当該防火対象物は令別表第一（1）項から（15）項までの防火対象物に該当する。
- (イ) 令別表第一の用途が2以上の場合は、当該防火対象物は令別表第一（16）項の防火対象物に該当する。

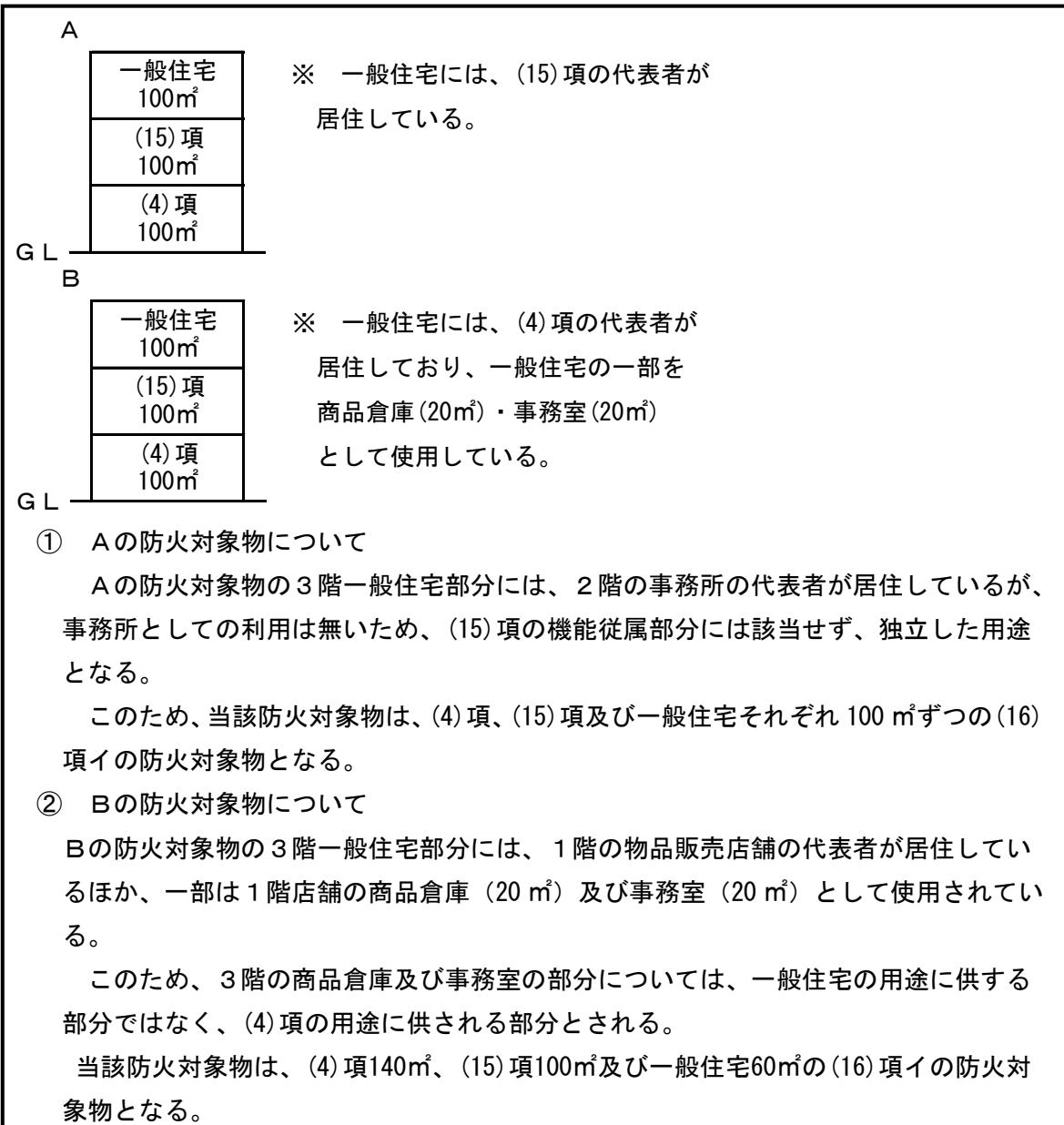
この場合、一般住宅の用途に供される部分は、一般住宅の用途とする。

### 《一般住宅を含む場合の判定》

面 積 比		判 定
一般住宅の部分 > 令別表第一に掲げる用途の部分 $\leq 50\text{ m}^2$		一般住宅
一般住宅の部分 > 令別表第一に掲げる用途の部分 $> 50\text{ m}^2$		令別表第一(16)項に掲げる防火対象物
一般住宅の部分 = 令別表第一に掲げる用途の部分		
一般住宅の部分 ＜令別表第一に掲げる用途の部分	令別表第一に掲げる用途が一の場合	令別表第一(1)項から(15)項に掲げる防火対象物
	令別表第一に掲げる用途が2以上の場合	令別表第一(16)項に掲げる防火対象物

- (6) (5)により複合用途防火対象物と判定された場合において、一般住宅の用途に供される部分が令別表第一に掲げる防火対象物の関係者の住居であっても、一般住宅の用途に供される部分は、当該防火対象物の機能従属部分には該当しない。ただし、一般住宅の用途に供される部分を令別表第一に掲げる防火対象物の用途として使用している場合（店舗の事務室、商品倉庫等で使用する場合等）、この部分については、令別表対象物の用途に供する部分となる。

《一般住宅部分を令別表対象物で使用する場合の例》



(7) 令別表第一に掲げる防火対象物は、その用途、態様、社会的機能等に応じて規制

されているので、臨時の（建築作業員の宿泊所等）、季節的（冬季間だけスキー客等のために開設するスキー小屋やスキー民宿等）又は仮設的（天幕張りのサーカス小屋等）なものであっても、令別表第一に掲げる防火対象物から除外されるものではない。

(8) 令別表第一に掲げる防火対象物の区分に係る用語は、一部を除いて特に定義されておらず、当該防火対象物の使用形態を社会の一般通念に照らして用途を決定することになる。他の法令で用語の定義が明らかにされているものについては、それが防火対象物の用途の特定にあたって有力な根拠となることは当然であるが、それら

の法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであつて、必ずしも火災予防の観点を採り入れているものとは言えない。したがつて、本表における劇場、旅館などの用語は、それらの法令で定める意義と全く同一とは言えず、それらを基礎としながらも、本表の趣旨を踏まえ、あくまでも実態に即して解釈しなければならない。

- (9) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、令別表第一のいずれかの防火対象物又はいずれかの部分に該当するものであること。

((2)～(4)平28・一部改正、(6)～(10)平28・追加、(2)及び(5)令6・一部改正)

## 2 複合用途における取扱い

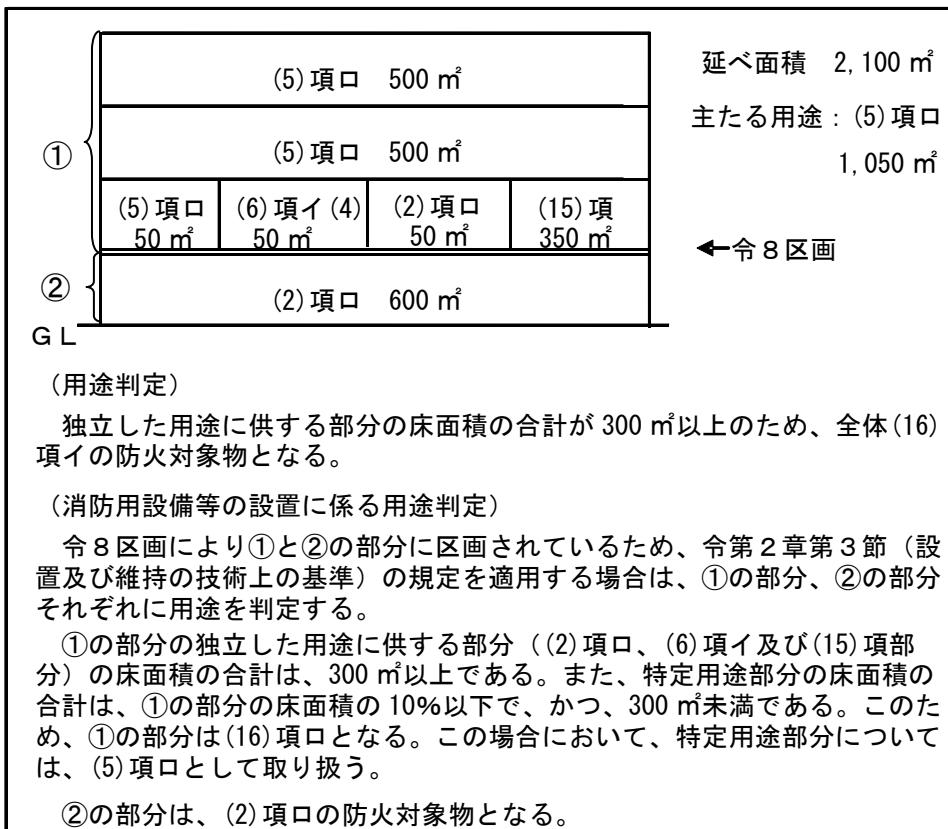
令別表第一（16）項に掲げる防火対象物となるもの（令別表第一（2）項ニ、（5）項イ若しくは（6）項イ（1）から（3）まで若しくは口に掲げる防火対象物又は同表（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が含まれるものを除く。）のうち、次のいずれにも該当する場合は、令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この第1において「特定用途部分」という。）が存するものであっても、（16）項口に掲げる防火対象物として取り扱う。この場合において、当該特定用途部分の消防用設備等の設置（令第2章第3節を適用する場合に限る。）は、特定用途部分以外の部分で最も延べ面積の割合が大きな用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱うこと。

- (1) 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下  
(2) 特定用途部分の床面積の合計が、300m<sup>2</sup>未満

## 3 令第8条における取扱い

令第8条に定める開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている防火対象物は、消防用設備等の設置にあたつて、それぞれ区画された部分ごとに前1及び2により用途を決定すること。

《令8区画がある場合の例》



#### 4 共用部分の取扱い

令別表第一（16）項に掲げる防火対象物の共用部分については、次によること。

- (1) 共用部分の床面積は、前1、（2）、イ後段に規定する要領により按分し、それぞれの用途部分の床面積に加算すること。
- (2) 共用部分の用途は、前（1）の規定により按分した各用途によるものとすること。
- (3) 前1、（5）において複合用途防火対象物と判定された場合の一般住宅の用途に供される部分は、共用部分ではなくあくまで「一般住宅」という用途であることから、当該按分の対象とならないことに留意すること。  
(3)平28・追加)

#### 5 建物の一部に未使用部分及びスケルトン状態の部分が存するものの取扱い

- (1) 未使用部分及びスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下同じ。）の部分については、原則として、関係者が計画している使用目的、使用形態等により用途を判定すること。
- (2) 未使用部分及びスケルトン状態の部分の使用開始により実際の用途が確定することに伴い、前（1）の用途から変更される場合は、法第17条の3の規定が適用されること。

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

別表1

項目	用途	定義	用途例	補足
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	客席を有する各種競技施設(野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等) 寄席	<p>1 本項の防火対象物は、客席を設けて、映画、音楽、演劇、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場と言われているものである（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条）。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれる。</p> <p>3 小規模な選手控席のみを有する体育馆は、本項に含まれない。</p> <p>4 事業所の体育馆等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わない。</p>
(1) 項ロ	公会堂 集会場	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	市民会館 福祉会館 貸ホール 貸講堂 結婚式専用会館 結婚式場 結婚披露宴会場	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。この場合において、反復継続とは、月5日以上行われるものという。</p> <p>2 一般的に結婚式専用に使用される施設については、(1) 項口に該当する。</p> <p>3 地区公民館のうち、原則として町内又は地区単位（団地等の集会場を含む。）の住民のみが利用するもの（利用規約等で確認できること。）については、(1) 項として取り扱う。</p> <p>4 地域コミュニティセンターのうち、原則として町内又は校区単位の住民のみが利用するものについては、(1) 項として取り扱う。</p>
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 バー（カフェー）とは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、実態においてキャバレー、カフェー、ナイトクラブと同視すべきものをいう。</p>	クラブ バー サロン ホストクラブ ラウンジ キャバクラ	<p>1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風営法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第2条第11項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同等の形態を有するものをいう（現実に許可を受けているかどうかは問わない。）。</p> <p>2 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第8条で定める洋式の設備は、概ね次によることとされている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66m<sup>2</sup>以上であり、キ</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(2) 項イ				ヤバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね5分の1以上であること。 (2) バー（カフェー）の客席は16.5m <sup>2</sup> 以上であること。
(2) 項ロ	遊技場  ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて客にマージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。  2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場 パチンコ店 ゲームセンター カラオケ施設（カラオケボックスを除く。） ディスコ ビリヤード場	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 特定の者を対象とするダンス教室は、（15）項であること。 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4 カラオケ施設とは、独立性の高い空間で仲間内だけでのカラオケが楽しめるようにしてある施設（複数の個室を設けたカラオケボックス、会員制等のカラオケ教室を除く。）をいう。 5 多数の客が集まって、音楽に合わせて踊ったりするクラブは、ディスコ登録（深夜閉店の義務）、飲食店登録（深夜営業可能）に係わらず、騒音、音楽等により、火災等の発生の警報の伝達に難点があるものは、（2）項ロに該当するものであり、照明が暗く、収容される客の多くが酒気を帯びることから、避難経路や消防用設備等の状況把握に難点があるものは、（2）項イに該当するものである。
(2) 項ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（2）項ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）  その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、原則的に風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいう。  2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第5条第1項第各号に掲げるものをいう。	性感マッサージ イメージクラブ SMクラブ のぞき部屋（興行場法の適用のないもの） レンタルルーム（異性同伴） 出会い系喫茶  セリクラ ファンクションヘルス	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち、ソープランド（（9）項イ）、ストリップ劇場（（1）項イ）、ラブホテル及びモーテル（（5）項イ）、アダルトショップ（（4）項）、ティフォンクラブ及び個室ビデオ（（2）項ニ）等、既に特定防火対象物に掲げる各用途に分類されているものについては、（2）項ハに含まない。 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかの営業をいう。 (1) 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第1号） 【具体例：ソープランド（（9）項イ）】 (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接觸する役務を提供する営業（前（1）に該当する営業を除く。）（風営法第2条第6項第2号）

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(2) 項ハ				<p>【具体例：ファッションヘルス・性感マッサージ・イメージクラブ・SMクラブ】</p> <p>(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行 その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1号に規定するものをいう。）として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「風営令」という。）第2条で定めるものを経営する次のいずれかの営業</p> <p>ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号） 【具体例：ヌードスタジオ】</p> <p>※ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（個室ビデオ）については、（2）項ニに掲げる防火対象物に該当する。</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号） 【具体例：のぞき劇場】</p> <p>ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第3号） 【具体例：ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。） （（1）項イ）】</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この表において同じ。）の用に供する風営令第3条第1項で定める施設（風営令第3条第2項で定める構造又は風営令第3条第3項で定める設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第2条第6項第4号）</p>
--------	--	--	--	--

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(2) 項ハ				<p>【具体例：ラブホテル・モーテル・レンタルルーム（（5）項イ）】</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風営令第4条で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第2条第6項第5号）【具体例：アダルトショップ・アダルトビデオレンタルショップ（（4）項）】</p> <p>(6) 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見ていた面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前（1）及び（2）に該当するものを除く。）（風営法第2条第6項第6号・風営令第5条）【具体例：出会い系喫茶】</p> <p>3 規則第5条第1項第1号に掲げるものは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を當む店舗をいう。【具体例：セリクラ】</p> <p>※ 風営法第2条第9項に規定する営業を當むもの（テレフォンクラブ）は、（2）項ニに掲げる防火対象物に該当する。</p> <p>4 規則第5条第1項第2号に掲げるものは、個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を當む店舗をいう。</p> <p>【具体例：同性の客に役務を提供するファッショナヘルス】</p>
(2) 項ニ	<p>カラオケボックス</p> <p>その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗で総務省令で定めるもの</p>	<p>1 カラオケボックスとは、一の防火対象物に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類するものを含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を當む店舗で総務省令で定めるものとは、規則第5条第2項各号に掲げるものをいう。</p>	<p>カラオケボックス 漫画喫茶 インターネット カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ</p>	<p>1 個室とは、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースで、利用者のプライバシーが保持されるプライベートな空間となっているものをいう。</p> <p>2 規則第5条第2項第1号に掲げるものは、個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を當む店舗をいう。</p> <p>【具体例：インターネットカフェ・漫画喫茶・複合カフェ】</p> <p>3 規則第5条第2項第2号に掲げるものは、店舗を設けて、専ら、面識</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(2) 項二				<p>のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p> <p>【具体例：テレフォンクラブ】</p> <p>4 規則第5条第2項第3号に掲げるものは、個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそよたため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場をいう。【具体例：個室ビデオ】</p> <p>5 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する部分であっても、当該部分が主たる用途に機能的に従属している場合は、当該部分は本項ではなく、主たる用途の従属部分である。（ホテル、飲食店のカラオケ施設を有する個室部分は、それぞれ（5）項イ、（3）項ロに該当する。）</p>
(3) 項イ	待合  料理店  その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	主として和式の客席を設けて、客席において接客をして遊興又は飲食させる施設であり、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同等の形態を有するものをいう（現実に許可を受けているかどうかは問わず、（2）項イに該当するものは除く。）。
(3) 項ロ	飲食店	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 食堂 レストラン ビアホール スタンドバー ライブハウス	1 本項は、営業の実態が（2）項イ又は（3）項イに該当しないものをいう。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含む。 3 飲食店には、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うライブハウスを含む。 4 飲食店を販売している店舗（（4）項）との比較から、施設内に「客席」があり、かつ、「飲食物を飲食させるサービスも提供」のある場合が（3）項ロに該当する。 (1) 「客席」は、飲食のためのテーブル、椅子、カウンター等であり、次のことに留意すること。

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(3) 項口				<p>ア 飲食のための専用の設備以外のものも含む。</p> <p>イ 飲食物を提供する者とテーブル、椅子等の設置又は管理する者が異なる場合であっても、客に利用させることができ両者で合意されている場合は、当該飲食店の客席として扱う。</p> <p>(2) 「飲食物を飲食させるサービスの提供」には、持ち帰り用の弁当その他のテイクアウト商品の販売は含まれず、その場で飲食させるための飲食物の提供であり、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>ア 返却が必要なお盆、容器等により飲食物を提供している場合</p> <p>イ 飲食物を提供する際に、その場で飲食することを前提又は確認している場合</p> <p>(3) 前(1)及び(2)に該当する場合であっても、当該部分が施設の主たる用途の利用者の利便性向上のために設けられたものであり、単独では成り立たない場合は、(3)項口ではなく、主たる用途の従属的な部分とする。</p>
(4) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗  展示場	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<p>魚店 肉店 米店 パン店 乾物店 衣料店 洋服店 家具店 電気器具店等の小売店舗店頭において販売行為を行う問屋 卸売専業店舗、営業用給油取扱所 スーパー・マーケット 展示を目的とする産業会館 博覧会場 見本市会場 レンタルショップ（貸しCD店、本店等） 自動車展示販売店</p>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入り出しができる形態を有するものである。</p> <p>2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれない。</p> <p>3 レンタルショップのうち貸衣装店は(15)項として取り扱う。</p> <p>4 自動車展示販売店のうち、店舗内に自動車を展示しておらず、その他の物品についても販売又は展示していないものは、(15)項として取り扱う。</p>
(5) 項イ	旅館  ホテル	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをい</p>	<p>保養所 ユースホステル ロッジ 貸研修所の宿泊室 青年の家</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設などで、旅館業法の適用があるものが含まれる。</p> <p>2 宿泊とは、寝具を使用して施設を利</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(5) 項イ	宿泊所  その他これらに類するもの	<p>う。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するよう設計されているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、実態において旅館、ホテル、宿泊所と同視すべきものをいう。</p>	モーテル マッサージ・レンタルルーム(副次的に宿泊が可能なもの)	<p>用することをいう。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれない。この場合は、旅館業法の適用がない。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われている。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等がある。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいる。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収している。</p> <p>5 親族が利用する小規模な宿泊施設を有する葬儀場等は、(15)項として取り扱う。</p> <p>6 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「住宿法」という。)に基づく届出住宅(住宿法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。)は、(5)項イとして取り扱う。ただし、家主(住宿法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。)が不在とならない届出住宅で、宿泊室の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下となるときは、一般住宅として取り扱う(備考1参照)。</p> <p>※宿泊室の床面積とは、届出住宅における「宿泊者の就寝の用に供する室(押入れや床の間は除く。)」の床面積の合計をいう。</p> <p>7 旅館業法第3条第1項に基づく許可を受けた営業(簡易宿所など)が行われる場合などであって、届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるときは、前6により用途を判定すること。</p>
(5) 項ロ	寄宿舎  下宿  共同住宅	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、2以上の住宅の居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するものをいう。</p>	寮 事業所専用の研修のための宿泊所 ゲストハウス(シェアハウス)	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものである。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものである。</p> <p>3 ウィークリーマンションその他の住戸を短期間の賃貸に供する共同住宅で、明らかに旅館、ホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあっては、(5)項イとして取り扱う。この場合において、旅館、ホテル等と同等の宿泊形態とは、次の例示を参考とするこ</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(5) 項口				<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リネンの提供がある。</li> <li>(2) 部屋に日常生活に必要な設備が完備している。</li> <li>(3) 部屋への固定電話、家具等の持込が禁止されている。</li> <li>(4) 利用者の生活の本拠となっていない。</li> <li>(5) 利用者は、主として短期出張者、研修生、受験生等である。</li> </ul> <p>4 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者等の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう</p>
(6) 項イ	<p>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。以下(6)項イにおいて同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、病床数20床以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は、病床数19床以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。</p>	<p>医院 クリニック 介護医療院</p>	<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であり、診療所として許可を受けた部分が存する場合であっても、(15)項として取り扱う。</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所及び柔道整復施術所は、(15)項として取り扱う。</p> <p>3 病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項口又は(7)項の用途に供するものとして扱う。</p> <p>4 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」については次によること。</p> <p>(1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは、同項第1号による職員の総数の要件及び第2号による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものである</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項イ	<p>(2) 次にいずれにも該当する診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</li> <li>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</li> </ul>			<p>こと。</p> <p>(例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。</p> <p>(2) 規則第5条第3項第1号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>(3) 規則第5条第3項第1号及び第2号に規定する「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まれないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。</p> <p>(4) 規則第5条第3項第1号に規定する「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。</p> <p>(5) 規則第5条第3項第2号に規定する「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p>5 (6) 項イ(1)及び(2)に規定する特定診療科名については次によること。</p> <p>(1) 特定診療科名以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科。以下同じ。）のほか、同項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項イ	(4)			<p>ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）して取り扱うこと。</p> <p>(2) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>(3) 医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）による改正前の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名（以下「旧診療科名」という。）のうち、皮膚泌尿器科及びこう門科は13診療科名とみなすこと。また、これら以外の旧診療科名は特定診療科名に該当すること。</p> <p>6 令別表第1 (6) 項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設を有すること」の判断基準となる有床診療所の病床数については、4(4)のとおり、許可病床数（届出病床数）とするものとし、たとえ病床休止届出により病床数が4床未満となっているものについても、許可病床数が4以上であるものについては、(6)項イ(2)として取り扱うこと。      (4～6 平成27年3月27日消防予第130号及び本市運用)      ※ 本項の細目判定にあっては備考2参照</p> <p>7 介護医療院とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世</p>
--------	-----	--	--	---

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項イ	(4)			<p>話を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>なお、介護医療院が（6）項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により判断すること。</p> <p>(1) 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから（6）項イ(1) i 及び（6）項イ(2) i に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、（6）項イ(1) ii に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>(3) 介護医療院が存する（6）項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下この（3）において同じ。）を入院（介護医療院にあっては入所という。以下この（3）について同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うこと。</p> <p>なお、1の棟において複数の事業を実施している場合は、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。</p>
--------	-----	--	--	---

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項イ	(4)				
(6) 項ロ	(1)	老人短期入所施設  養護老人ホーム  特別養護老人ホーム  軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」とい	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものなどを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を総合的に供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）をいう。この場合において、（6）項ロに該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるも</p>	サービス付き高齢者向け住宅	<p>1 要介護状態とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第7条第1項に規定するものをいうものとする。</p> <p>2 （6）項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、規則第5条第3項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者。以下「避難が困難な要介護者」という。）の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。</p> <p>3 （6）項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下の(1)及び(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が次の(7)又は(4)により常態化していること。</p> <p>(7) 過去3ヶ月（直近）において宿泊サービスの提供が月に5日以上となったことがあること。</p> <p>(4) 過去3ヶ月（直近）において宿泊サービスの提供を受けた、</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項口 介護老人保健施設	(1)	う。) を主として入居させるものに限る。)  有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	のに限る。  5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事又は健康管理をいう。）を供与する事業を行う施設であって、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設でないものをいう。この場合において、（6）項口に該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 6 介護老人保健施設とは、要介護者（要介護状態にある65歳以上の者、又は、要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する次の特定疾病であるもので、病状が安定期にあり、当該施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 (1) がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したるものに限る。） (2) 関節リウマチ (3) 筋萎縮性側索硬化症 (4) 後縦靭帯骨化症 (5) 骨折を伴う骨粗鬆症 (6) 初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。） (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (8) 脊髄小脳変性症 (9) 脊柱管狭窄症 (10) 早老症		利用者の延べ人数が当該3ヶ月間の日数以上であること。 (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者の半数以上であること。ただし、宿泊サービスの利用が1人の場合は除く。 4 前2及び3における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的の短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。 5 （6）項口(1)に規定するその他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前2及び3と同様に判断すること。 6 （6）項口(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。 7 （6）項口(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」とは、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあっては、障害支援区分の認定基準を参考しながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。 ※ 2～6については備考3参照 8 サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置又は運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居にしている老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして（6）項口又はとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数以上である場合は、（6）項口とする。（備考4参照） 9 共同生活援助事業におけるサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項口	<p>(1)</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）</p> <p>老人福祉法第5条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）</p> <p>老人福祉法第5条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>(11) 多系統萎縮症            (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症            (13) 脳血管疾患            (14) 封塞性動脈硬化症            (15) 慢性閉塞性肺疾患            (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホーム等の施設に短期入所させ、養護する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊するともできる施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する事が著しく困難であると認めるとき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるもののうち。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）</p>	<p>ショートステイ</p> <p>小規模多機能ホーム</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>お泊りデイサービス、複合型サービス</p>	<p>律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであり、その入居形態は一般的の共同住宅と変わらないことから、(5)項口として取り扱うこと。</p> <p>10 救護施設が居宅生活訓練事業を提供する居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）については、単身入居であり、かつ、入居形態が一般的の共同住宅と変わらないものにあっては、(5)項口として取り扱うこと。</p>
--------	---	---	---	--

第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項口	(1)			
(2)	救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるため独立して日常生活を営むことができない困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		
(3)	乳児院	12 乳児院とは、乳児（保険上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設をいう。		
(4)	障害児入所施設	13 障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。		
(5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）	14 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援（主として夜間ににおいて、入浴、排せつ、又は食事の介護等）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害サービス（施設入所支援及び厚生労働省で定める障害福祉サービスをいう。）を行う施設をいう。この場合において、(6) 項口に該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。		

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項口	(5)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。この場合において、（6）項口に該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p> <p>16 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいうこの場合において、（6）項口に該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。</p>	<p>障害者ショートステイ</p> <p>障害者グループホーム</p>	
(6) 項ハ	(1)	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援センター</p>	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホームのうち、（6）項ハに該当するものは、（6）項口に掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下この表において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人</p>	<p>ケアハウス 老人福祉施設付設作業所 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設 在宅障害者デイサービス施設 障害者更生センター デイサービスセンター 保育園</p> <p>1 保育所型認定こども園は、原則として（6）項ハ（3）として取り扱うが、幼稚園機能を有する部分については、当該部分を（6）項ニとして取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて、（6）項ハ（3）又は（16）項イとして取り扱うものとする。</p> <p>2 地方裁量型認定こども園は、（6）項ハ（3）として取り扱うものとする。</p> <p>3 児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）又は児童更生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に含まれない。（母子生活支援施設は（5）項口、児童更生施設は、（1）項、（8）項、（15）項等に掲げる防火対象物として取り扱う。</p> <p>4 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（いわゆるファミリーホーム）を行う施設は、（5）項口に掲げる防火対象物として取り扱う（専ら乳幼児の養育を常</p>	

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項ハ	(1)	<p>有料老人ホーム（口(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>老人福祉法第5条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（口(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。</p>	<p>居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームのうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。</p> <p>6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。（(6)項口に掲げるものを除く。）</p>		<p>態とする場合を除く。）。</p> <p>5 サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして(6)項口又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、(6)項ハ(1)とする。（備考4参照）</p> <p>6 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設のうち、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分の規模が極めて小さく、前1共通事項(5)アに該当する場合は、一般住宅に該当することに留意すること。</p> <p>7 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p>
(2)	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。			
(3)	助産施設  保育所  幼保連携型認定こども園	<p>10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>11 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子ども</p>			

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項ハ	(3)	児童養護施設	<p>に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。</p>		
		児童自立支援施設	<p>13 児童養護施設とは、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設をいう。</p>		
		児童家庭支援センター	<p>14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。</p>		
		─	<p>15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p>		
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業	<p>16 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p>		
		児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	<p>17 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p>		
		その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。	<p>18 その他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児</p>		

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項ハ	(3)	に保育を提供する施設をいう。((6) 項口に掲げるものを除く。)		
	(4)	<p>児童発達支援センター</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p>	<p>19 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>20 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障がいを有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治すことを目的とする施設をいう。</p> <p>21 児童福祉法第6条の2の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設若しくは学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p>	
(5)	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>障害者支援施設（口(5)に掲げるものを除く。）</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定</p>	<p>22 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>23 障害者支援施設のうち、(6)項ハに該当するものは、(6)項口に掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。</p> <p>24 地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。</p> <p>25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等</p>		

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項ハ	<p>(5) 定する生活介護を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p>	<p>の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>27 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う施設とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>28 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>29 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>30 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>31 障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設のうち、（6）項ハに該当するものは、（6）項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。</p>		
(6) 項二	<p>幼稚園</p> <p>特別支援学校</p>	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を</p>	<p>特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）</p>	<p>幼稚園型認定こども園は、原則として（6）項ニとして取り扱うが、保育所的機能を有する部分については、当該部分を（6）項ハ（3）として取り扱うことが適当な場合もあることから、実態に応じて、（6）項ニ又は（16）項イとして取り扱うものとする。</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(6) 項二		含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		
(7) 項	小学校  中学校  義務教育学校  高等学校  中等教育学校  高等専門学校  大学  専修学校  各種学校  その他これらに類するもの	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、学校教育法第1条に掲げるものの以外の教育施設で職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。専修学校には、高等課程、専門課程、一般課程のいずれかまたは複数がおかれる。</p> <p>9 各種学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の第134条に基づいて、「学校教育法の第1条に規定される学校」以外で、学校教育に類する教育を行うもので、所定の要件を満たす教育施設をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。</p>	<p>消防学校 消防大学校 自治大学校 警察学校 警察大学校 理容学校 美容学校 洋裁学校 タイピスト学校 外語学校 料理学校 防衛大学校 自衛隊学校 看護学校 看護助産学校 臨床検査技師学校 農業者大学校 水産大学校 海技大学校 海員学校 航空大学校 航空保安大学校 海上保安学校 建設大学校 自動車学校 予備校</p>	<p>1 高等課程は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者（中学校卒業程度認定試験合格者など）に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行なう課程とされており、高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる（学校教育法第126条第1項）。</p> <p>2 専門課程は、高等教育機関で、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者（高等学校卒業程度認定試験合格者など）に対して、高等学校における教育の基礎の上に職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行なう課程とされており、専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる（学校教育法第126条第2項）。</p> <p>3 一般課程は、高等課程又は専門課程の教育以外の職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行なう課程とされている。法令上では特に入学資格を定めない課程であり、入学資格は各校が定める。小学生対象の学習塾にも、一般課程の専修学校がある。また一部の大学受験予備校も専修学校である。</p> <p>4 各種学校は、教養、料理等の分野等を教育する施設として設置されていることもあり、また、予備校、自動車学校、インターナショナルスクール、民族学校も各種学校であることが多い。</p> <p>5 その他これらに類するものとは、学校教育法の第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(7) 項				専門学校)以外の教育施設で、かつ、学校教育法の規定する専修学校(高等専修学校、専門学校等を含む。)および各種学校に該当せず、かつ、その他の法令に定めがある大学校や短期大学校などを除く無認可の教育施設のことを指す。 6 専修学校、各種学校等で、その課程に必要な用途は、本項に供するものとして扱う。
(8) 項	図書館  博物館 美術館  その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、雑誌、視聴覚資料、点字資料、録音資料等のメディアや情報資料を収集、保管し、利用者への提供等を行う施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集、保管し、利用者への提供等を行う施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館	
(9) 項イ	公衆浴場のうち蒸気浴場  熱気浴場  その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 热気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	サウナ風呂 クアハウス スーパー銭湯 ソープランド	1 公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。(公衆浴場法第1条第1項) 2 公衆浴場は、一般公衆浴場、他の公衆浴場に分けられる。(熊本県公衆浴場基準条例(昭和40年条例第46号)) (1) 一般公衆浴場とは、温水等を使用し、同時に多数の者を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。 (2) その他の公衆浴場とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場(いわゆる特殊公衆浴場)をいう。
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		銭湯 温泉 共同浴場	1 公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれない。 2 (9) 項ロに該当する公衆浴場とは、一般公衆浴場をいう。 3 主として一般公衆浴場として使用し、一部に蒸気浴所及び熱気浴場のあるものは、全体を(9) 項ロとして取り扱う。
(10) 項	車両の停車場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。		

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(10) 項	船舶若しくは航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定される。		
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	本殿 拝殿 社務所 本堂 庫裡 客殿 礼拝堂等	
(12) 項イ	工場又は作業場	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工をして行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工をして行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	宅配専門店 給食センター	
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		1 本項に該当するテレビスタジオは、テレビ又はそのビデオテープを作成するための撮影及び編集のみを行う施設をいう。 2 テレビ局内のテレビスタジオは、テレビ局の一部として判断すること。
(13) 項イ	自動車車庫又は駐車場	1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項で定める自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。 2 前1の自動車には、ガソリン、軽油等を燃料としない電動式のものも含まれる。 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第3号の保管場所となつてゐる防火対象物が含まれる。 4 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わない。 5 原動機付自転車及び自転車を駐輪する駐輪場は、(15)項である。
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することが出来る飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅		

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(14) 項		失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	(1) 項から(14)項までに該当しない事業場	本項の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	事務所 金融機関 官公署 研究所 新聞社 市民センター カルチャーセンター 児童館 老人館 研修所 観覧席を有しない体育館 証券取引所 理容室 美容室 発電所 変電所 ごみ処理場 火葬場 葬儀場 葬祭場 ラジオスタジオ ゴルフ練習場 ゴルフ場 写真館 保健所 電報電話局 郵便局 畜舎 クリーニング取次店 納骨堂 動物病院 新聞販売所 採血センター 場外車券売場 モデル住宅 地域コミュニティセンター 地区公民館 水族館 学童保育クラブ 駐輪場 はり灸院 車検場 動物園 植物園 貸衣装店 買取専門店	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 外観、名称等に係わらず、事業場又はその部分が実態として、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物の用に供する部分として使用される場合は、本項ではなく、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱う。 3 住宅展示場のモデルハウスについては、本項に該当する。 4 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 5 老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。 6 研修のための宿泊室は、(5)項の用途に供するものとして扱う。 7 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)			

第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(16)項イ	項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			
(16)項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物			
(16の2)項	地下街	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられるものとその地下道とを合わせた施設をいう。		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれる。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入する。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は地下街に含まれない</p>
(16の3)項	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)			<p>いわゆる準地下街と呼ばれるものであり、当該準地下街の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m(10m未満の場合は、当該距離)以内の部分とする。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まない。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まない。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令8区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱う。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2段降下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わない。</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(17)項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものを行う。</p> <p>3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。</p> <p>4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、文化財保護法に基づき熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）、熊本市文化財保護条例（昭和42年条例第19号）、益城町文化財保護条例（昭和51年条例第21号）及び西原村文化財保護条例（昭和49年条例第5号）で指定された文化財をいう。なお、登録文化財はこれに含まれない。</p> <p>6 建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門構等が含まれる。</p>		(1) 項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
(18)項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれない。</p> <p>2 アーケードの延長は、屋根の中心線に沿って測定する。</p>
(19)項	市町村長の指定する山林			山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれる。
(20)項	総務省令で定める舟車	<p>総務省令で定める舟車とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない舟車のうち、次のものとする。</p> <p>1 総トン数5トン以上の舟で、推進機関を有するもの</p> <p>2 鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令の規定により消火器</p>		<p>1 総トン数5トン以上の舟で、推進機関を有するものとは、具体的には船舶安全法第2条第2項及び船舶安全法施行規則第2条において、次のように規定されている。</p> <p>(1) 推進機関を有する長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で特定のもの（同規則第2条第2項第1号）</p> <p>(2) 災害発生時にのみ使用する救難</p>

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(20) 項	具を設置することとされる車両		<p>用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの（同規則第2条第2項第4号）</p> <p>(3) 係船中の船舶（同規則第2条第2項第5号）</p> <p>(4) 国土交通省告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶（同規則第2条第2項第6号）</p> <p>(5) 総トン数20トン未満の漁船であって、専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するもの（同法第32条）（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号））</p> <p>2 鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条に定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車である。</p> <p>3 鉄道営業法に基づき消火器を備え付けなければならない場所は、新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条に定める運転室及び旅客用の電車の答室又は通路である。</p> <p>4 軌道法に基づき消火用具を備え付けなければならない場所は、軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室である。</p> <p>5 軌道法に基づき消火器を設けなければならないものは、無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定めるすべての車両である。</p> <p>6 道路運送車両法に基づき消火器を備えなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める、次のものである。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあっては5kg、獣銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第</p>
--------	----------------	--	--

第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(20) 項				<p>1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(けん引自動車を除く。)</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(けん引自動車を除く。)</p> <p>(5) 前(1)から(4)までに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性物質等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第3条に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>
--------	--	--	--	--

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

別表2

区分	主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。)	機能的に従属する用途に供される部分 (これらに類するものを含む。)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローケ、事務室、展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、事務室、展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、談話室、診療室、結婚式場、
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローケ、事務室
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席、カラオケルーム	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー、託児室、シャワー室、事務室
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローケ、事務室
(2) 項ニ	客室（カラオケボックス等）、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローケ、談話室、バー、託児室、シャワー室、事務室
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、事務室
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室、祭儀場、娯楽室、会議室、写真室、事務室
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、作業室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、催物場（展示博物室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、託児室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、美容室、臨床研究室、浴室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	売店、託児室、専用駐車場、娯楽室、理容室、美容室
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、託児室、専用駐車場、理容室、美容室

第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

区分	主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。)	機能的に従属する用途に供される部分 (これらに類するものを含む。)
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びP.T.A事務室
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室、洗濯室
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカ室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、宴會場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客室、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店、料金所
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場、事務室
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示室、事務室
(15) 項	事務所、金融機関、官公署、研究所	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室、託児室、展示室、展望施設
	新聞社	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、法律・健康等の相談室
	市民センター、カルチャーセンター、児童館、老人館	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室、結婚式場、宴会場
	研修所	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場
	観覧席を有しない体育館	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示博物室

## (備考1) 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅(民泊)の項目判定フロー

## 《届出住宅の判定フロー》

## ① 「一戸建て住宅」及び「共同住宅の住戸」の用途

	家主居住型(※2)	家主不在型
宿泊室(※1)の面積50m <sup>2</sup> 以下	住宅(※3)	(5)項イ(宿泊施設)
宿泊室の面積50m <sup>2</sup> 超	(5)項イ(宿泊施設)	(5)項イ(宿泊施設)



共同住宅の場合、上記①により住戸単位で用途判定を行った後、下記②により棟単位で用途判定を行う。

## ② 共同住宅の「棟」の用途

全ての住戸が「住宅」	(5)項口(共同住宅)
(5)項イ以外の用途の床面積の合計が全体の10%以下かつ300m <sup>2</sup> 未満の場合	(5)項イ(宿泊施設)
上記以外	(16)項イ(複合用途防火対象物)

※1 届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項第1号ト(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。なお、宿泊室の床面積の取扱いは、住宿法における取扱いに準じるものとし、当該面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

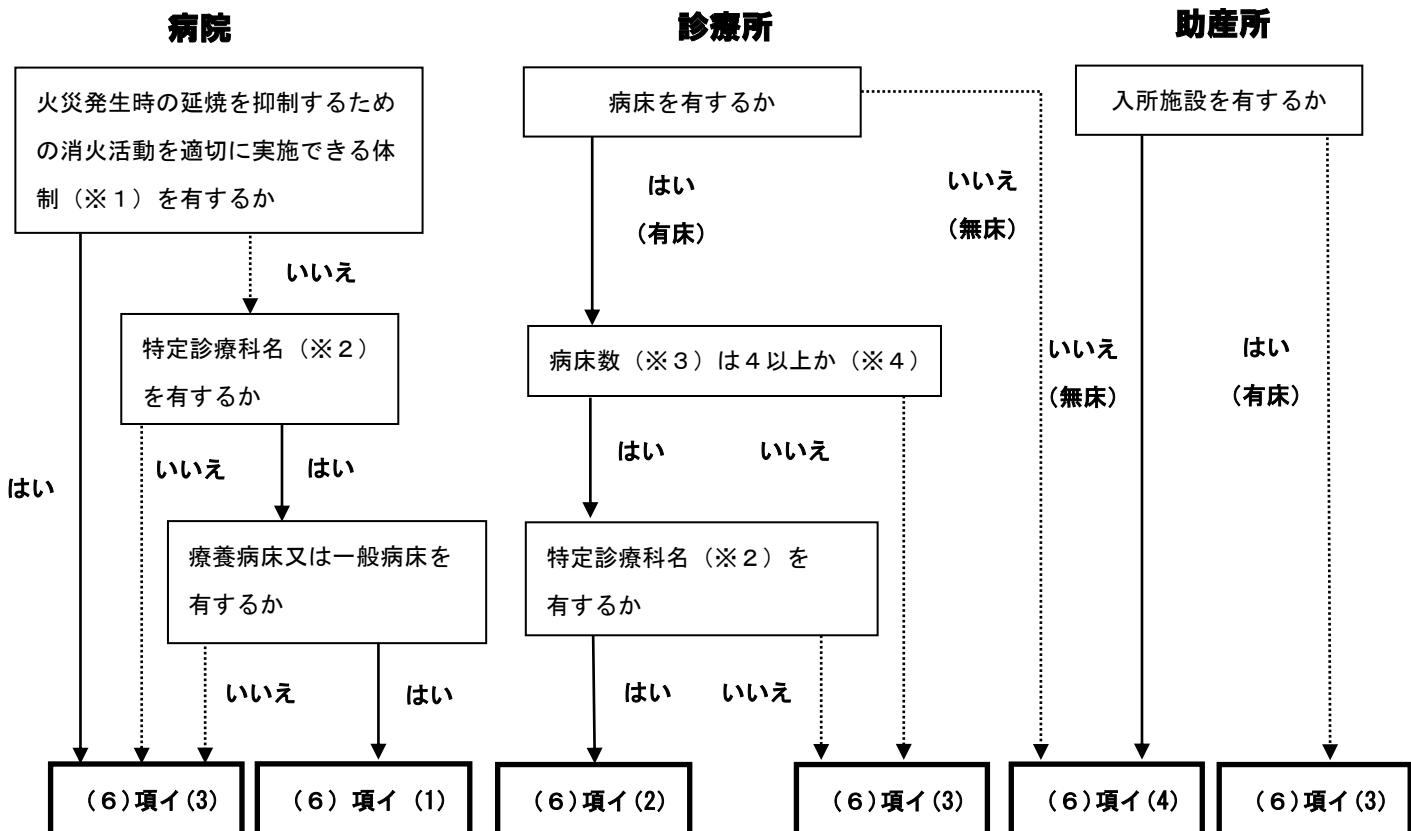
※2 家主の居住又は不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟単位、共同住宅の場合は住戸単位で行う。

※3 住宅とは、法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物(令別表第一(5)項口に掲げる防火対象物(寄宿舎、下宿又は共同住宅)の部分を含む。)をいう。

(令2・追加)

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

### (備考2) 6項目イ関係項目判定フロー



※1 次のいずれにも該当する体制を有すること（規則第5条第3項関係）。

ア 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2名、26床を超えるときは2名に13床を増すごとに1名を加えた数を常時下回らない体制

イ 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数60床以下のときは2名、60床を超えるときは2名に60床を増すごとに2名を加えた数を常に下回らない体制

（例）病床数が60の場合  $60 \div 13 = 4.6 \Rightarrow$  職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上であれば当該体制を有している。

（1）「職員の数」とは、1日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とすること。※職員の数は原則として棟単位（（16）項目の場合は（6）項目部分のみ）で算定。

（2）「その他の職員」とは、歯科技師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうものであること。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りでない。

（3）「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

※2 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人、歯科の13診療科以外の診療科をいう（規則第5条第4項関係）。

（1）特定診療科（内科、整形外科等）以外の診療科名については、上記13診療科名のほか、規則第5条第4項第2号及び第4号の規定により13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。

（2）2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

※3 「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数をいう。本フローにおいて同じ。

※4 4床以上を有していても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあっては、項目自体は（6）項目（2）とし、令第32条を適用し、設備規制は（6）項目（3）として差し支えない。

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

### (備考3) 6項口及びハ関係項目判定フロー



…令別表第1（6）項口又はハに掲げられているもので、利用実態等による項目判定が必要なもの。

#### 高齢者入居 施設

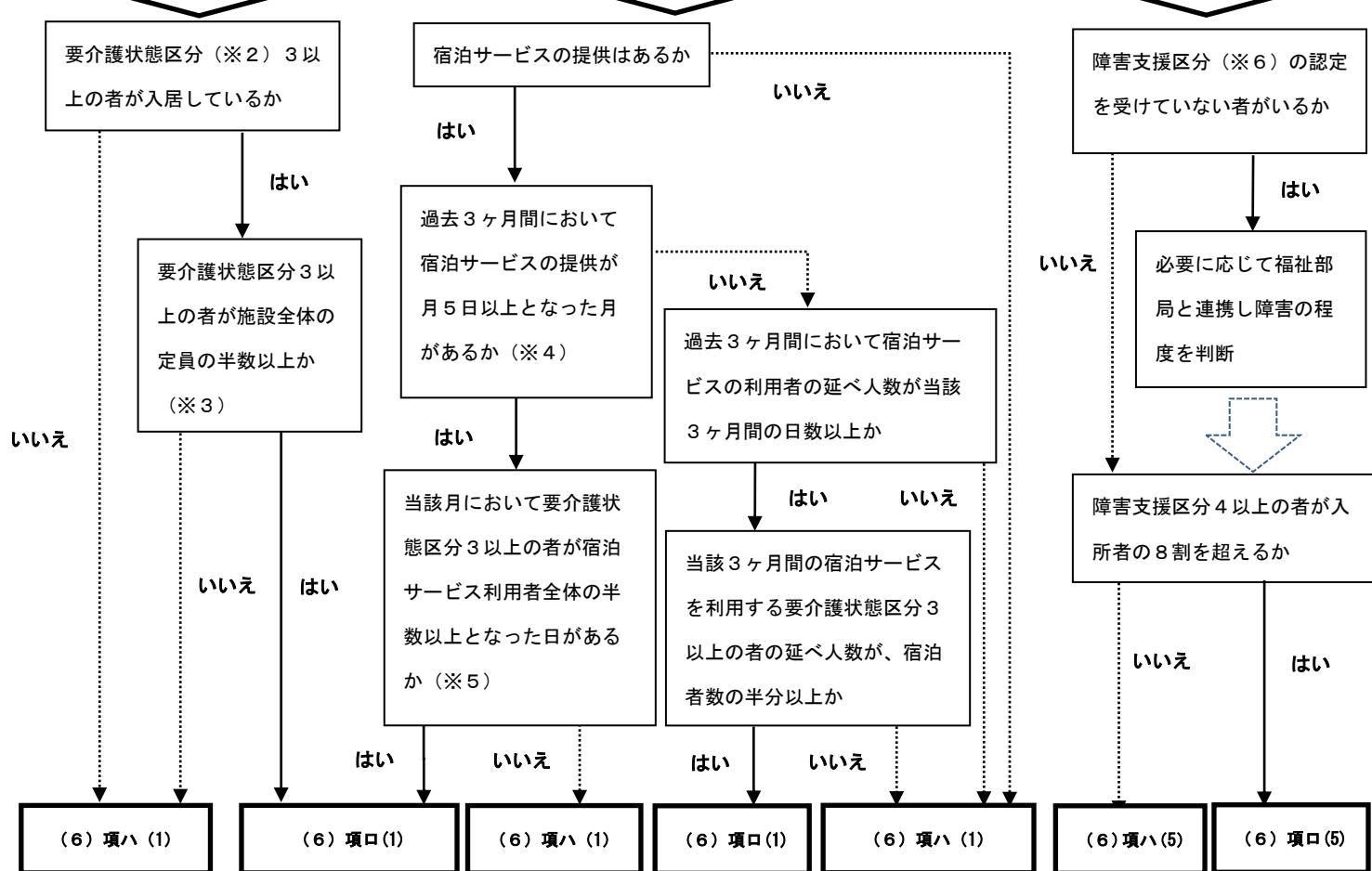
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・その他総務省令で定めるもの

#### 高齢者宿泊 施設

- ・小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
- ・その他総務省令で定めるもの（※1）

#### 障害者福祉 施設

- ・障害者支援施設
- ・障害者短期入所施設



※1 規則第5条第6項参照。なお、当該条文中「業として」には、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※2 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護状態区分をいう（規則第5条第3項参照）。

※3 有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。

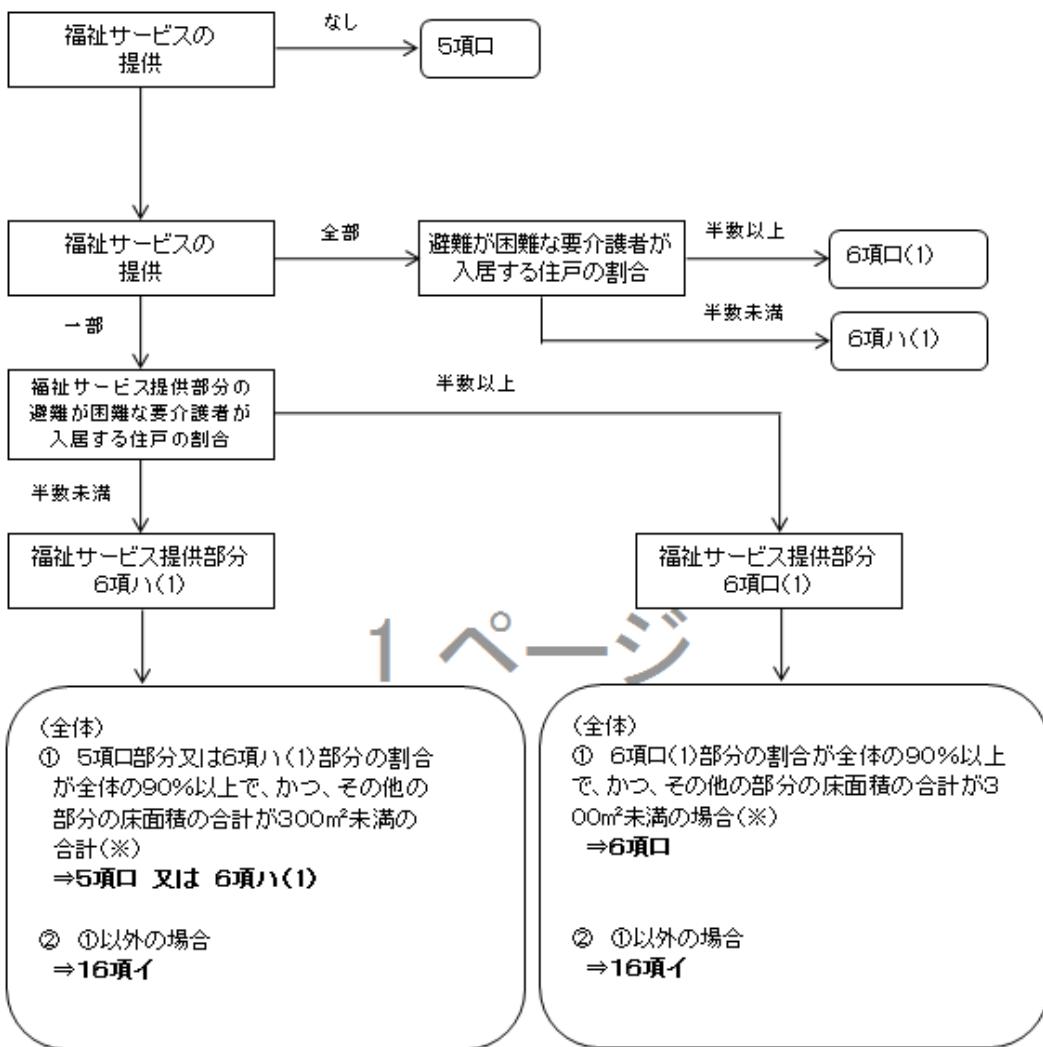
※4 毎週日曜日等、月5日以上の宿泊サービスの提供があるものは、宿泊サービスが常態化していると判断する。

※5 宿泊等のサービスを提供する施設のうち、「避難が困難な要介護者（要介護状態区分3以上の者）」の宿泊サービス利用者が1名である場合については除外するものとする。

※6 障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定基準に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に定める障害支援区分をいう（規則第5条第7項参照）。

※7 新築等の場合は、所有者等から事前に状況を聴取したうえで項目判定すること。

(備考4) サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅の項目判定フロー



※ 2項二、5項イ若しくは6項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は6項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存する場合を除く。

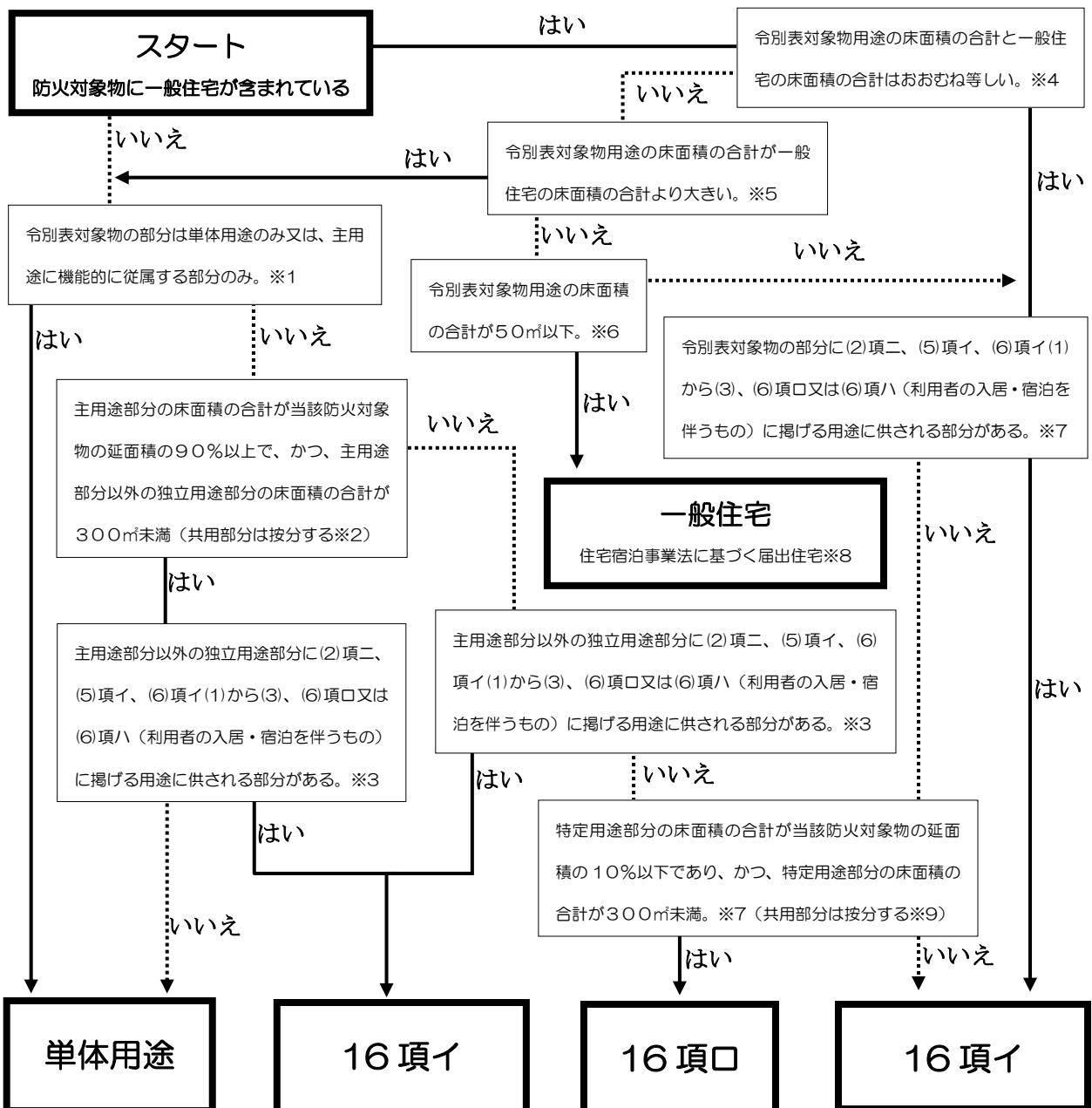
備考：1 「福祉サービス」とは、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則第20条の3に定める次のサービス（当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、サービスの提供が行われているものに限る。）をいう。

- ・ 入浴、排せつ又は食事の介護
- ・ 食事の提供
- ・ 洗濯、掃除等の家事又は健康管理

2 「避難が困難な要介護者」とは、規則第5条第3項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）をいう。  
(平28・一部改正)

## 第2章第1節 第1 令別表第一の取扱い

(備考5) 16項イ及び16項口、単体用途、一般住宅関係項目判定フロー



【詳細については以下参照】

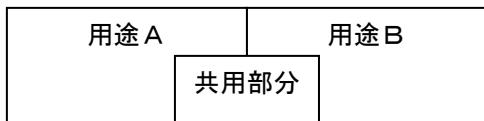
- ※1 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (2) ア
- ※2 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (2) イ
- ※3 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (3)
- ※4 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (5) ウ
- ※5 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (5) エ
- ※6 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (5) ア及びイ
- ※7 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 2複合用途における取扱い
- ※8 (備考1) 住宅型宿泊事業法に基づく届出住宅(民泊)の項目判定フロー
- ※9 第2章第1節 第1令別表第一の取扱い 1共通事項 (6) 及び4共用部分の取扱い、別記

## 別記

## 共用部分の按分方法

## 1 按分の計算方法

共用部分の按分の計算は、次によるものである。



## (1) 共用部分のうち用途Aの按分面積

$$\text{用途 A の按分面積} = \frac{\text{用途 A の床面積}}{\text{用途 A の床面積} + \text{用途 B の床面積}} \times \text{共用部分の床面積}$$

## (2) 共用部分のうち用途Bの按分面積

$$\text{用途 B の按分面積} = \frac{\text{用途 B の床面積}}{\text{用途 A の床面積} + \text{用途 B の床面積}} \times \text{共用部分の床面積}$$

## 2 共用部分の按分要領

共用部分の分類に応じて次により按分すること。

- (1) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。ただし、階に当該部分を共用する部分が存しない場合は、当該部分を共用する部分の床面積に応じ按分すること。
- (2) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

## 3 按分の計算例

## (1) 防火対象物概要

立面図	平面図
<p>3階 (15)項 階段</p> <p>2階 (4)項 (15)項</p> <p>1階 (3)項口 ロビー</p> <p>各階 400m<sup>2</sup></p>	<p>3階 (15)項 300m<sup>2</sup> 階段 50m<sup>2</sup> 廊下 50m<sup>2</sup></p> <p>2階 (4)項 100m<sup>2</sup> (15)項 200m<sup>2</sup> 階段 50m<sup>2</sup> 廊下 50m<sup>2</sup></p> <p>1階 (3)項口 300m<sup>2</sup> ロビー 50m<sup>2</sup> 階段 50m<sup>2</sup></p>

(2) 前2、(1)による按分

階段及び廊下部分については、前2、(1)の規定により階ごとに階の用途の床面積に応じて次のとおり按分する。ただし、1階の階段部分については、2階及び3階を利用する者により共用される部分であるので、前2、(2)の規定により按分する。

ア 3階の階段及び廊下部分

(15)項のみのため、階段及び廊下部分 100 m<sup>2</sup>は全て(15)項部分

イ 2階の階段及び廊下部分

(4)項及び(15)項があるため、それぞれ次のとおりとなる。

$$\cdot (4) \text{項} \rightarrow \text{共用部分} \times \frac{(4) \text{項}}{(4) \text{項} + (15) \text{項}} = 100 \text{m}^2 \times \frac{100 \text{m}^2}{300 \text{m}^2} = 33.3 \text{m}^2$$

$$\cdot (15) \text{項} \rightarrow \text{共用部分} \times \frac{(15) \text{項}}{(4) \text{項} + (15) \text{項}} = 100 \text{m}^2 \times \frac{200 \text{m}^2}{300 \text{m}^2} = 66.7 \text{m}^2$$

(3) 前2、(2)による按分

1階の階段部分は、防火対象物の広範に共用される部分であるため、前2、(2)の規定により次のとおり按分する。

$$(4) \text{項} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{階階段部分} \times \frac{(4) \text{項} (2\text{階})}{(4) \text{項} (2\text{階}) + (15) \text{項} (2\text{階}) + (15) \text{項} (3\text{階})} \\ = 50 \text{m}^2 \times \frac{133.3 \text{m}^2}{133.3 \text{m}^2 + 266.7 \text{m}^2 + 400 \text{m}^2} = 8.3 \text{m}^2 \end{array} \right.$$

$$(15) \text{項} \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{階階段部分} \times \frac{(15) \text{項} (2\text{階}) + (15) \text{項} (3\text{階})}{(4) \text{項} (2\text{階}) + (15) \text{項} (2\text{階}) + (15) \text{項} (3\text{階})} \\ = 50 \text{m}^2 \times \frac{266.7 \text{m}^2 + 400 \text{m}^2}{133.3 \text{m}^2 + 266.7 \text{m}^2 + 400 \text{m}^2} = 41.7 \text{m}^2 \end{array} \right.$$

(4) 前2、(3)による按分

ロビーは、前2、(3)の規定により次のとおり按分する。

$$(3) \text{項口} \left\{ \begin{array}{l} \text{ロビー部分} \times \frac{(3) \text{項口}}{(3) \text{項口} + (4) \text{項} + (15) \text{項}} \\ = 50 \text{m}^2 \times \frac{300 \text{m}^2}{300 \text{m}^2 + 141.6 \text{m}^2 + 708.4 \text{m}^2} = 13.0 \text{m}^2 \end{array} \right.$$

$$(4) \text{項} \left\{ \begin{array}{l} \text{ロビー部分} \times \frac{(4) \text{項}}{(3) \text{項口} + (4) \text{項} + (15) \text{項}} \\ = 50 \text{m}^2 \times \frac{141.6 \text{m}^2}{300 \text{m}^2 + 141.6 \text{m}^2 + 708.4 \text{m}^2} = 6.2 \text{m}^2 \end{array} \right.$$

$$(15) \text{ 項} \left\{ \begin{array}{l} \text{ロビ一部分} \times \frac{(15) \text{ 項}}{(3) \text{ 項口} + (4) \text{ 項} + (15) \text{ 項}} \\ = 50 \text{ m}^2 \times \frac{708.4 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2 + 141.6 \text{ m}^2 + 708.4 \text{ m}^2} = 30.8 \text{ m}^2 \end{array} \right.$$

## (5) 令別表第一各項の床面積

前(2)から(4)までにより算出した按分面積から各用途の床面積は、次表のとおりとなる。

	1階	2階	3階	合計
(3) 項口	313.0 m <sup>2</sup>			313.0 m <sup>2</sup>
(4) 項	14.5 m <sup>2</sup>	133.3 m <sup>2</sup>		147.8 m <sup>2</sup>
(15) 項	72.5 m <sup>2</sup>	266.7 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	739.2 m <sup>2</sup>
計	400 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	1,200 m <sup>2</sup>